

豊前市農業委員会議事録

1 招集日時 平成 28年 12月 12日 14時00分

2 招集場所 豊前市役所3階 第1会議室

3 会議の議題は、下記のとおりである。

議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する決定について

議案第 2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第 3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第 4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

開会の宣言

事務局 只今から平成28年12月の定例総会を開催いたします。

出席委員は19名中18名で定足数に達しておりますことをご報告いたします。

議長 14時00分 開会を宣言する。

本日の議事録署名委員は5番今吉里見委員さんと、6番寺光正博委員さんにお願いします。

会議書記は事務局職員の加来さんにお願いします。

次回の会議について日程説明。

議長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は7件でございます。

全7件は所有権移転に関するものです。

「議案第1号、通り番1から7を、議案書をもとに朗読」

全7件は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議長 議案第1号について事務局の朗読が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番1

14番委員発言 通り番1について説明いたします。

通り番1についてですが、譲渡人の●●●氏の農地が譲受人である●●●氏の家の近くにあり、そこを購入して農業経営を広げるということで、所有権移転するものです。間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第1号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番2について、地元委員さんの説明をお願いします。

通り番2

9番委員発言 通り番2について説明いたします。

通り番2についてですが、譲渡人である●●●氏は住所が豊前になっていますが現在は大阪に住んでいます。耕作管理ができないということで、譲受人の●●●氏が購入し、耕作するとのことです。●●氏は北九州市となっておりますが現在は大村の高野に住んでおります。農地は荒れているところも在りますが、解体業を営んでおり重機等も持っておりますので管理はできるものと思われます。間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第1号の通り番2について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番3について、地元委員さんの説明をお願いします。

通り番3、4

7番委員発言 通り番3と4について関連がありますので併せて説明いたします。

通り番3と4についてですが、●●●氏の田と●●●氏の畠を譲受人である●●●氏が購入し、弟の●●●氏といっしょに耕作管理していくとのことです。場所は千束の自由市場の東側になります。間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第1号の通り番3と4について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番5と6について、地元委員さんの説明をお願いします。

通り番5、6

7番委員発言 通り番5と6について併せて説明いたします。

通り番5と6についてですが、譲受人の●●●氏は、宇佐市在住ですが以前は豊前市に住んでおりました。●●氏が譲渡人の●●●氏、●●●氏の農地を買受け、経営拡大を図るというものです。宇佐のほうでかなり広く耕作しているとのことです。間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第1号の通り番5と6について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番7について、地元委員さんの説明をお願いします。

通り番7

16番委員発言 通り番7について説明いたします。

通り番7についてですが、申請地は2筆ありますが、この農地はほ場整備で1枚の田になっています。譲渡人の●●●氏と譲受人の●●●氏は兄弟で●●氏が弟で●●氏が兄になります。実際は、譲受人である●●氏が耕作しております。間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第1号の通り番7について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請について通り番1から7は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第1号、許可申請通り番1から7について、原案通り可決いたします。

議長 続いて、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第4条の許可申請は1件でございます。
「議案第2号、許可申請の通り番1を、議案書をもとに朗読」

議長 議案第2号について事務局の朗読が終わりました。通り番1について、地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番1

7番委員発言 許可申請の通り番1について説明いたします。
通り番1について、場所は市役所に隣接するお宮の東側になります。農地は休耕中で鋤いて管理している状態です。そこに申請人の●●●氏がソーラーパネルを設置し、太陽光発電をするとのことです。都市計画の用途区域内であり、特に問題も無く、間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第2号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

15番委員発言 太陽光の業者の名前が無いですが、どこがおこなうのですか。

事務局 加来 この案件は、申請者個人で事業を行うというものです。設置に関して設置業者が施工し、管理は申請者が行います。

議長 そのほか何かございませんか。無いようでございますので議案第2号の農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について、通り番1は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第2号、許可申請通り番1について、原案通り可決いたします。

議長 続いて、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は4件でございます。

「議案第3号、許可申請の通り番1から4を、議案書をもとに朗読」

議長 議案第3号について事務局の朗読が終わりました。通り番1について、地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番1

11番委員発言 許可申請の通り番1について説明いたします。

通り番1について、譲渡人の●●●●氏の屋敷跡にある農地を譲受人の●●●●氏が購入し、家庭菜園として利用するものです。場所は、久路土の島田内科の裏側になります。間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第3号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番2について、地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番2

7番委員発言 許可申請の通り番2について説明いたします。

通り番2について、譲渡人の●●●●●氏の農地を譲受人の●●●●氏が購入し、自宅用の駐車場にするというものです。場所は、自由市場を少し上った左手にあり、●●●氏の家に隣接する細長い畠です。間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第3号の通り番2について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番3について、地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番3

7番委員発言 許可申請の通り番3について説明いたします。

通り番3について、譲渡人の●●●●●氏の田を譲受人の●●●●●氏が無償で譲り受け、自宅を新築するというものです。●●●氏は●●●氏の孫娘にあたります。場所は、今市のみのり保育園の東側になります。間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第3号の通り番3について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番4について、地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番4

10番委員発言 許可申請の通り番4について説明いたします。

通り番4について、この田は、譲渡人の●●●●氏から譲受人の●●●●氏が借り受けて耕作していた農地です。そこに親と同居を考えて親の農家住宅を建てるということで許可申請がなされたものです。場所は市道荒堀下河内線の如法寺の参道駐車場に隣接している農地です。間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第3号の通り番4について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案第3号の農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、通り番1から4は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第3号、許可申請通り番1から4について、原案通り可決いたします。

議長 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についてですが、福岡県農業振興推進機構を通した所有権移転の関係になります。地元の関係委員さんは内容をよく確認していただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案第4号の農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第4号については原案とおり可決することにいたします。

議長 以上をもちまして本日の全議案の審議をすべて終了いたしましたので、これをもって12月の定例総会は終了いたします。

議長 閉会の宣言
14時25分閉会を宣言する。

上記のとおり会議の顛末を記載し、その相違なき事を証するためここに署名する。

平成 28 年 12 月 21 日

議長

松本克己



5番委員

今吉里見



6番委員

寺光正博



